

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当社は、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係者を遮断するため、次の通り反社会的勢力への対応方針を定め、役社員一同これを遵守することにより、業務の適切性と健全性の確保に努めます。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力に対しては組織全体として対応し、反社会的勢力による不当要求に対する役社員の安全を確保します。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放兵庫県民センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断します。
また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して、不詳事件を隠蔽するような裏取引を絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は絶対に行いません。

以上

平成29年11月
株式会社 J A ドリーム

※1 反社会的勢力とは、平成19年6月の政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。